入札公告

下記のとおり、制限付一般競争入札(事後審査郵便型)を行うので公告する。

令和4年2月10日

社会福祉法人交野市社会福祉協議会 会 長 前波 艶子 (公印省略)

記

1. 入札に付する事項

- (1) 事業名 令和4年度交野市立保健福祉総合センターガス調達事業
- (2) 事業場所 〒576-0034

交野市天野が原町5丁目5番1号

- (3)事業概要 交野市立保健福祉総合センターにおいて使用するガスを調達するもの ※詳細は、仕様書のとおりとする。
- (4) 契約期間 令和4年4月1日~令和5年3月31日 *ただし、上記期間によりがたい場合は、令和4年4月定例検針日の 翌日から令和5年4月定例検針日までとする。
- (5) 予定価格 事後公表

2. 入札に参加する者に必要な資格

本入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
- (2)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと、 又は、これらの申立てがなされた場合であって、裁判所から更生もしくは再生計画の認可決定を受けていること。
- (3) 納税義務のある諸税に滞納がないこと。(新型コロナウイルス感染症の影響により、 徴収猶予を受けているものは除く。)
- (4) ガス事業法(昭和29年法律第51条)の規定に基づき、経済産業省又は近畿経済産業局によるガス小売事業者の登録を受けている者であること。
- (5)本件の公告日において、官公庁と締結した本件と同規模以上のガス供給契約を12か月以上継続して履行した又は、履行中であること。

- (6) 大阪府または交野市による指名停止等の期間中でないこと。
- (7) 次の各号のいずれにも該当しないこと。
 - イ 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその 支店の代表者をいう。以下この項において同じ。)が暴力団員による不当な行為 の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。) 第2条第6号に規定する暴力団員(以下この項において「暴力団員」という。) であると認められる者。
 - ロ 暴力団 (暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。) 又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害 を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。
 - 二 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する など直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与して いると認められる者。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認 められる者。

3. 入札参加の申出

(1) 本入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

ア 制限付一般競争入札(事後審査郵便型)参加申出書

イ 委任状(支店長など、代表者以外の名前で入札する場合のみ必要なもの)

(2) 申出書の配布及び受付

日 時:令和4年2月10日(木)~令和4年2月24日(木)

配布方法:制限付一般競争入札(事後審査郵便型)参加申出書等を社会福祉法人交野

市社会福祉協議会のホームページより、ダウンロードすること。

(http://katano-shakyo.com/)

受付場所: 〒576-0034

交野市天野が原町5丁目5番1号

社会福祉法人交野市社会福祉協議会

※持参の場合は、土・日、祝日を除く、9:00~17:30まで受付

※郵送の場合は、簡易書留等を利用し、2月24日(木)到着まで受付

4. 現場説明

現場説明は行わない。

5. 入札参加確認

入札参加申出書の受付をもって参加確認とする。申出を行った者は、仕様書等の公開以降

に本会のホームページから入札関係書類(入札説明書・入札書等)をダウンロードし、熟読すること。

- 6. 仕様書等の公開及び質問
 - (1) 公開日時 令和4年2月10日(木)~入札日まで
 - (2) 公開方法 社会福祉法人交野市社会福祉協議会のホームページ (http://katano-shakyo.com/)
 - (3) 仕様書等に対する質問は、次のとおりメールで送信すること。ただし、質問は参加申出を行った者からのみ受け付ける。
 - ア 質問日時

令和4年2月24日(木)17:30まで

イ送信先

社会福祉法人交野市社会福祉協議会

メール: ni jimaru@katano-shakvo.com

電 話:072-817-0990

※質問を送信した者は、必ず電話で受信確認を行うこと。

(4) 質問に対しては、次のとおり回答する。

ア 回答日時

令和4年2月28日(月)を最終回答日として随時。

イ 回答方法

本会のホームページ(公告を掲載したページ)に回答を掲載する。

7. 契約条項等の閲覧

契約書案については、社会福祉法人交野市社会福祉協議会事務局で閲覧することができる。

8. 入札執行の日時及び場所

本件は、郵便入札にて執行する。郵便入札については、「郵便入札要領」を熟読すること。

- (1) 提出期限 令和4年3月7日(月)17:30<必着>
- (2) 開札日時 令和4年3月8日(火)16:00
- (3) 開札場所 交野市天野が原町5丁目5番1号 交野市立保健福祉総合センター内 3階 団体共用ルーム2
- (4) そ の 他 立会を希望する事業者については、1者1名のみ入場可とする。
- 9. 入札書の提出方法等
 - (1) 入札書は、本会のホームページからダウンロードして使用すること。
 - (2) 入札参加者は、仕様書等を熟覧のうえ総価により入札しなければならない。 なお、入札書に記載する金額は、消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者で あるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額(税抜き金額)

を記載すること。ただし、契約は入札金額の算出根拠となった基本料金単価及び従量料金単価(事後審査書類として提出する内訳書に記載された金額)等にて締結する。

- (3)入札参加者は、指定の入札書に記名押印し「郵便入札要領」に基づき提出すること。
- (4) 入札執行回数は1回を限度とする。

10. 入札保証金

免除

11. 無効の入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ①本入札に参加する資格を有しない者の行った入札
- ②所定の日時及び場所に提出しない入札
- ③委任状を提出しない代理人のした入札
- ④予定価格を超えた価格の入札
- ⑤連合その他不正行為により入札を行ったと認められる入札
- ⑥同一の入札について、2以上の入札をした者の入札
- ⑦同一の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理人をした者 の入札
- ⑧金額を訂正した入札
- ⑨金額の記載が不明確で判読不可能な入札
- ⑩記名押印(代理人が入札する場合は代理人の記名押印)を欠く入札
- ⑪誤字、脱字等により、意思表示が不明瞭な入札
- ②前各号に掲げるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

12. 落札候補者の決定方法

落札候補者の決定方法は次のとおりとする。

- (1) 予定価格の範囲内で行われた有効な入札のうち、最も安価な価格を提示したものを 落札候補者(第1位)とし、以下、安価な順に落札候補者の順位とする。
- (2) 同価の入札が複数あった場合は、くじにて順位を決定する。
- (3)(2)のくじを行う際は、入札参加者のうち、当日立会した者にくじを引かせる。 なお、くじを引くべき者が開札会場内に不在の場合は、本件の入札担当職員以外の 職員がくじを引く。

13. 入札参加資格審査及び落札者の決定

落札候補者(第1位)となった者は、開札日を含めて4日以内(土・日、祝日を除く)に次の書類を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。審査の結果、資格があると確認された場合は落札者と決定する。

もし、資格がない場合は、次順位の者を審査し、以下も同様とする。なお、審査の結果は

メールにて通知する。

- ア 登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)
- イ 印鑑証明書
- ウ 納税証明書(「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明、 新型コロナウイルス感染症の影響による徴収猶予に関する証明)
- エ 入札書(入札金額)に対する内訳書(公告ページに掲載した様式及び単価等を記した任意様式)
- オ 2 (4)(5)を証する書類
- カ ガス供給及び緊急対応に関する誓約書
- キ その他、参加資格を証する上で必要とされる書類
- ※ア~ウについて、現在交野市入札参加資格登録を行っているものは提出を省略できる。

14. 契約保証金

落札者となったものは、契約の締結に際して、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければならないが、本件は単価契約のため、入札金額の 100 分の 10 以上の額をもって契約保証金とする。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは契約保証金を免除する。

- (1) 契約者が保険会社との間に社会福祉法人交野市社会福祉協議会を被保険者とする 履行保証保険契約を締結したとき。(保険金額は入札金額の10分の1以上とする)
- (2)過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上に わたって誠実に履行した実績を有する者であるとき。

15. 支払条件

月払